事 務 連 絡 令和2年4月28日

(公社) 岡山県医師会長

(一社) 岡山県病院協会長

(一社) 岡山県歯科医師会

殿

岡山県保健福祉部医療推進課

新型コロナウイルス感染症に勤務対応した医療従事者が感染した場合 の労災保険等について

各医療機関におかれましては、このたびの新型コロナウイルス感染症対策への多大なる御協力、御支援をいただき誠に感謝いたします。

万が一、医療従事者が新型コロナウイルスに感染した場合の補償については、労働災害又は公務災害と認定された場合、労災保険等の適用となりますので、各医療機関それぞれの加入機関に確認をお願いします。(問い合わせ先:民間病院等-労働基準監督署、公立病院—市町村担当課)

当該内容について御了知の上、貴会会員に対し周知していただきますようお 願いいたします。

(参 考)

厚生労働省HP

新型コロナウイルスに関するQ&A (労働者の方向け)

4 労災補償

- 問1 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。
- 回答 業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合に は、労災保険給付の対象となります。詳しくは、事業場を管轄する労 働基準監督署にご相談ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018. html#Q4-1)